

平成29年度定期監査（平成28年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 普通旅費の支払いについて 普通旅費の支出において、日当500円のところを1,000円で支払っていたものが認められた。</p> <p>2 臨時職員の賃金について 賃金の支出において、勤務時間の集計誤りにより、支出額を誤っているものが認められた。</p>	<p>出張先を再確認し、過払い分の500円については平成29年4月28日戻入しました。 今後は、出張先を明確に記入し、誤りがないようにいたします。 (都市農業課)</p> <p>年次有給休暇簿及び出勤簿を再度確認し、有給休暇の残日数の差し引きにて修正を行いました。 今後につきましては、有給休暇計算を自動計算できるようにシステム化するとともに、引き続き給料計算日に3名体制で確認を行い、指摘事項の写しを該当業務のホルダー内に保管し、常に注意喚起することにより、誤りの防止に努めます。 (子育て支援課)</p> <p>出勤簿及び年次有給休暇簿等を再度確認して、5月29日に戻入及び社会保険料の返金を行いました。 今後の保育所臨時職員の事務</p>

手続きにつきましては、「定期監査チェックリスト」を活用し、保育所長による確認、事務担当職員2名による再確認を行い、その後、保育係長による、勤務日数、勤務時間等の最終確認後、済印の押印を行い、出勤簿と年次有給休暇簿の整合性を高めることで支給誤りの防止に努めます。

(保育課)

平成28年10月から勤務時間を変更した際、年次有給休暇について変更をしなかったため、誤って年次有給休暇を取得させてしまいました。また、臨時職員は、年次有給休暇の残数が無かったため、その分については、欠勤扱いとすることを説明して、平成29年4月20日に過払い分4,750円については、返納をしていただき精算いたしました。

今後につきましては、関係条例等を再確認することや、不明な点があった場合には、必ず、総務人事課に相談するなどして、再発防止に努めてまいります。

(リサイクルプラザ)

<p>賃金の支払いにおいて、伝票作成時における社会保険料の差引額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>賃金の通勤手当分の支出において、集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>年次有給休暇取得分の賃金支給漏れにつきましては、対象職員に説明のうえ、平成29年4月14日に支給しました。</p> <p>今後は、臨時職員出勤簿等の記入方法について指導を徹底するとともに出勤簿と年次有給休暇簿の確認を再度行い、チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(八潮メセナ)</p> <p>臨時職員賃金支給調書を再度確認して、5月29日に返金を行いました。</p> <p>今後の臨時職員等の事務手続きにつきましては、「定期監査チェックリスト」を活用し、保育所担当職員による確認、伝票担当職員2名による再確認を行い、その後、保育係長による、勤務日数、勤務時間等の最終確認後、済印の押印を行い、臨時職員賃金支給調書の整合性をとることで支給誤りの防止に努めます。</p> <p>(保育課)</p> <p>出勤簿及び年次有給休暇簿等を再度確認して、5月29日に戻入を行いました。</p> <p>今後の臨時職員の事務手続き</p>
---	---

につきましては、「定期監査チェックリスト」を活用し、保育所長等による確認、事務担当職員2名による再確認を行い、その後、保育係長による、勤務日数、勤務時間等の最終確認後、済印の押印を行い、出勤簿と臨時職員賃金支給調書の整合性を高めることで支給誤りの防止に努めます。

(保育課)

臨時職員の通勤手当を1日分多く支給したことについて、対象臨時職員に説明のうえ、平成29年5月23日に歳出戻入の処理を行いました。

今後につきましては、通勤手当の支給の計算に2名体制で確認するとともに、指摘事項の写しを該当業務のホルダー内に保管し、常に注意喚起することにより誤りの防止に努めます。

(スポーツ振興課)

平成29年1月分の通勤手当について、勤務日数の集計を誤ってしまいました。該当者に説明を行い誤りがあったことを説明し、1日分少なかった交通費を平成29年3月分において調整を行いました。

<p>3 非常勤特別職の報酬について 勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>4 非常勤特別職の費用弁償について 費用弁償の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>今後につきましては、集計誤りを防止する為、複数の職員により出勤簿等の関係書類の確認を行い、再発防止に努めます。 (駅前出張所)</p> <p>年次有給休暇取得分（1月4日）の賃金支給漏れにつきましては、対象職員に説明のうえ、平成29年4月15日に支給しました。</p> <p>出勤簿と年次有給休暇簿との照合が不十分であったため、今後は出勤簿の記入方法について指導を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。 (長寿介護課)</p> <p>100円が未払いであることを、出勤簿と伝票で確認した。本人に誤りを伝えるとともに平成29年5月25日に、振込みを行った。 (指導課)</p>
---	--